

議 案 第 69 号

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校
薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公
務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定め
る政令の改正に準じ、学校薬剤師の公務災害補償に係る補償基礎額を引き下げ
るため。

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校
薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和50年松戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

8,478円	9,268円
--------	--------

」を「

8,473円	9,255円
--------	--------

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。